

●技術的審査に必要な資料（紙申込の場合、各2部）

※このチェックシートは審査依頼に提出して頂く必要はございません。

	図書種類	記載事項等
1	技術的審査依頼書	※当社ホームページからダウンロード頂けます。 ※平成30年7月1日より書式改定となります。最新のデータのご利用をお願いします。
2	委任状	代理者がいる場合のみ ※当社ホームページからダウンロード頂けます。（参考書式）
3	認定申請書	※認定申請予定の所管行政庁ホームページ等からダウンロードしてください。 ⇒ 所管行政庁の検索はこちら
4	設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明 ※当社ホームページからダウンロード頂けます。
5	維持保全計画書	構造耐力上主要な部分等について、点検の対象となる部分の仕様に応じた点検項目、時期等が定められたもの
6	仕様書（仕上表）	部材の種類、寸法及び取り付け方法
7	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
8	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、及び配管に係る外部の排水ます、配管経路、水道メーターの位置
9	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な算式
10	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
11	平面図	縮尺、方位、間取り、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種類、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
12	立面図	縮尺並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置
13	矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
14	基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法並びに床下換気孔の寸法
15	各種計算書（構造、外皮 等）	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
16	構造伏図（土台、床、小屋 等）	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法
17	その他必要書類	ユニットバス適合確認書（JISA4416）、防腐防蟻処理に関する認定書等（有効期限内のもの）、断熱材、開口部、小屋裏換気部材（小屋裏がある場合のみ）、構造関係認定書類 等
-	※断面図	※必須ではありませんが、所管行政庁により提出が求められる場合があります。
-	※地盤調査報告書および改良計画書	※必須ではありませんが、所管行政庁により提出が求められる場合があります。
-	※確認申請書	※必須ではありませんが、建築確認と不整合があった場合、技術的審査適合証発行後の記載事項変更は、軽微変更となりますので予めご了承ください。
-	※【紙申込用】各種サービス申込書	※紙申込の場合のみ。当社ホームページからダウンロード頂けます。

上記1～17の他、ハウスジーンは審査上必要な追加書類を求める場合があります。

●建物基準確認チェックシート（全て満たすこと）

※このチェックシートは審査依頼に提出して頂く必要はございません。

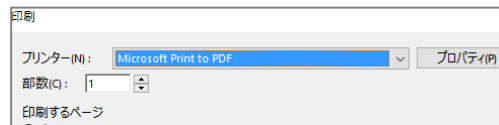
劣化対策	<input type="checkbox"/> 劣化対策等級3	<input type="checkbox"/> 床下点検口・天井点検口（区画毎）	<input type="checkbox"/> 床下空間有効330mm以上
耐震性	<input type="checkbox"/> 耐震等級2以上または免震住宅		
維持管理	<input type="checkbox"/> 維持管理対策等級3		
断熱性能	<input type="checkbox"/> 断熱等性能等級4		
住宅の規模	<input type="checkbox"/> 延床面積75㎡以上 <input type="checkbox"/> 基準階面積40㎡以上（階段面積除く） ※除くべき階段面積は所管行政庁によって見解が異なる場合があります。基準面積に近い場合は予め所管行政庁にご確認ください。		
居住環境	<input type="checkbox"/> 都市計画道路、都市計画公園等に掛かっていないこと <input type="checkbox"/> 次の各区域内に該当しないこと。都市計画法第4条4項（促進区域）、6項（都市計画施設区域）、7項（市街地開発事業区域）、8項（市街地開発事業予定区域）等		

●WEB申請の注意事項

■アップロードするファイル形式は、PDF形式をお願いします。

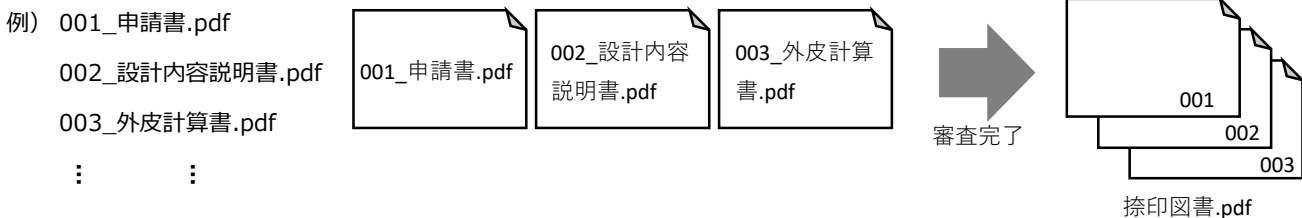
■PDF上で加筆された場合は、再度PDF化（「印刷」から「プリンター」でPDFツール選択して印刷等）をおこなってください。

注意！ 加筆されたままのファイルの場合、当社電子押印の際、加筆箇所が消えてしまう場合があります。



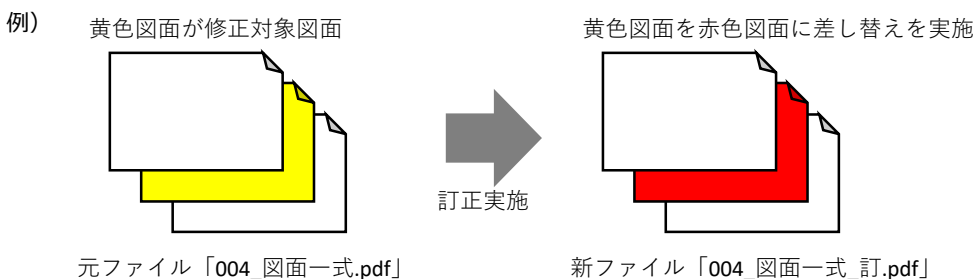
■ファイル名の先頭に番号を付けてください。

審査完了図書は、ご提出いただいたファイル名の昇順で並べ替えて、ひとつのPDFにさせていただきます。



■加筆・修正ファイルは、元ファイルと同じ構成としてください。

修正した図面のみアップロード頂くのではなく、元ファイルと同じ構成でアップロードしてください。



■質疑回答（質疑回答書および修正ファイル）をアップロード頂いた際は、ご連絡ください。

質疑メールの本文記載のメールアドレスまで、質疑回答のご連絡を頂けますようお願い致します。